

# 本計画期間中に実施する取組の進捗状況

## 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
<p>近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。</p> <p>そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。</p>	
進捗状況	
<p>◇包括的な支援体制検討会議及び包括的な支援体制検討会議専門部会の設置</p> <p>令和2年3月、相談支援事業、政策調整及び組織編成を所管する課所の課長からなる包括的な支援体制検討会議、並びに、相談支援事業の実務者からなる包括的な支援体制検討会議専門部会を設置した。</p>	
<p>◇検討会議及び専門部会での検討</p> <p>検討会議の開催（2回：令和3年4月、令和4年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な支援体制整備案骨子について(意見交換)</li> <li>・令和4年度の包括的な支援体制の組織等の体制について</li> </ul> <p>専門部会の開催（3回：令和3年5月、7月、11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な相談支援と多機関協働連携について</li> <li>・事例検討</li> <li>・包括的な相談支援体制のための資料作成（仮称パートナー帳）について</li> </ul>	
<p>◇構築までのスケジュール</p> <p>令和2年度 ○検討会議及び専門部会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議、専門部会の開催</li> <li>・関係団体へのヒアリングの実施</li> <li>・整備案（骨子）の作成</li> </ul> <p>令和3年度 ○体制整備に必要な組織改正及び予算等の具体的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備案（確定）の作成</li> <li>・組織改正要望</li> <li>・予算要求</li> </ul> <p>令和4年度 ○包括的な支援体制を目指した取り組みを開始 *別紙参照</p>	

取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。

#### 進捗状況

民生委員・児童委員については、令和元年12月の一斉改選によって588名が委嘱された。

一斉改選後も欠員のある町会・自治会に対し継続して候補者の選出及び推薦を依頼することで、令和4年2月までに32名が追加で委嘱された。しかしながら、体調不良や家庭の事情等により22名が退任したため、現員数は598名となっている。

また、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つ的手段として、令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入した。民生委員・児童委員1人につき、1人の協力員を設置することができる制度であり、現在34名が協力員として委嘱されている。

今後、協力員制度の活用を推進することで民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、将来的な民生委員・児童委員候補者の育成及び充足率の向上につながることを期待している。

#### 【民生委員・児童委員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	委員数
R元.12.1 (一斉改選)	588		588
R2.1.1 ~ R2.11.30	14	8	594
R2.12.1 ~ R3.2.1	8	3	599
R3.2.2 ~ R4.2.1	10	11	598

#### 【民生委員協力員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	協力員数
R元.12.1	30		30
R2.1.1 ~ R3.2.1	8	2	36
R3.2.2 ~ R4.2.1		2	34

取組方針	(4) 地域の見守り活動の推進
個別方針	① 地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」
<p>福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。</p> <p>市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。</p> <p>しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。</p>	
進捗状況	
<p>◇指定福祉避難所担当職員及び施設職員の合同研修会の実施</p> <p>有事の際、指定福祉避難所では市職員と施設職員により運営を行うため、各避難所単位で職員間の一体感の醸成、と複数の連絡方法の確認と参集前の初動時の確認等を目的に実施した。</p> <p>また、年度内に複数回情報伝達訓練及びシステム運用訓練等も実施し、発災直後の混乱を回避することを重点とした訓練を実施した。</p>	
<p>◇福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂</p> <p>令和3年5月災害時の犠牲を抑えるため、高齢者等の避難のあり方等について、災害対策基本法を改正した。この改正法と令和2年度の福祉避難所訓練に参加した福祉避難所担当職員からの意見聴取を踏まえ、福祉避難所開設・運営マニュアルを改定した。</p> <p>特に避難所で使用している避難者カード等と、福祉避難所で使用している各種様式について、防災部局と連携を深め重複記入や聞き取り漏れ等の防止に努めた。</p>	
<p>◇福祉避難所増設のための取組み</p> <p>本市における福祉避難所は未だ十分とは言い難く、その増設は喫緊の課題である。令和3年度は本市所管の社会福祉法人や社会福祉施設への各種通知等発出時の機会を生かし、福祉避難所の啓発チラシを送信した。令和3年度は新たに1法人2施設が福祉避難所として協定を締結し、これにより全体で32施設となりました。</p> <p>また、埼玉県、防災部局、災害時要配慮者の関連課・所等による連携をすすめ、福祉避難所の増設や対象者について検討を行った。</p>	
<p>◇福祉避難所備蓄物資の充実</p> <p>LEDランタン、簡易ベット、洗濯洗剤、石鹼、収納BOXを新たに配備した。</p>	

取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
実施取組	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者を見守りに努めてきました。

一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や宅配事業者等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。

#### 進捗状況

郵便物や新聞等がポストに溜まっているなど、協定先である以下の事業者からの情報提供をもとに、市は関係機関と連携して安否確認を行い、高齢者等の異変や病変についての早期発見に努めている。

#### ◇民間法人等協定締結一覧

協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 (5者による協定)	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
	全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19
	埼玉県勤労者生活協同組合	R3. 11. 18
川口市と川口市内郵便局との包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等の見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8
	イオン株式会社	R3. 5. 25

### 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。

#### 進捗状況

##### ◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人数）

現在の法人後見支援員は23人となり、活動の機会の確保が課題となっていたが、活動の場を広げるため、日常生活上の手続きや金銭管理の援助を行う、川口市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の生活支援員としても活動できるよう協議している。

年度	H28 以前	H29	H30	R1	R2	R3（研修終了者数）
人数	12	9	4	0	0	14

##### ◇市民後見人の養成（家裁認定者数）

法人後見支援員から市民後見人になるためには、被後見人との信頼関係を築くことが重要であるため、これまでは支援員として6ヶ月の単独活動期間を経た後に、移行することを目安としていた。

しかしながら、コロナ禍では、訪問や施設での面会等の活動が制限され、市民後見人への移行が難しい状況であったことから、法人後見支援員から市民後見人に移行するプロセスについて、川口市成年後見センター運営委員会において見直しを行い、これまでの移行要件にとらわれず、状況に応じて柔軟に移行することとした。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3（2/1 現在）
人数	3	1	2	2	0	1

##### ◇市長申立て（件数）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3（2/1 現在）
申立て件数	35	50	79	56	30	25

##### ◇成年後見人等報酬助成金（助成件数）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3（2/1 現在）
助成件数	50	55	65	90	90	67

